

## 文京区マッサージ療養費支給基準

### (目的)

第1条 この基準は、マッサージに係る療養費（以下「療養費」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

### (支給対象)

第2条 区長は、保険医が、保険医療機関で十分治療目的を果たすことができない筋麻痺、関節拘縮等の症例で、医療上マッサージが必要であると認めた者に対して、施術に要した費用を支給する。

### (同意書)

第3条 療養費の支給を受けようとする者は、マッサージ施術同意書（別記様式第1号。以下「同意書」という。）により、マッサージに係る症例の主治の医師の診察を必ず受けた上で、同意を得なければならない。ただし、主治の医師に同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合には、その事由について申請書に明記しなければならない。

2 同意書の有効期間は、6ヶ月（初療又は再同意日が月の15日以前の場合は当該月の5ヶ月後の月の末日、月の16日以降の場合は当該月の6ヶ月後の月の末日とする。）とする。ただし、変形徒手矯正術に係る同意書については初療又は再同意日から起算して1ヶ月とする。

3 同意書の有効期間を超えて、更に施術を受ける場合は、当該期間を超えた療養費支給申請については、医師の同意書を添付すること。なお、当該同意による一の同意書により支給可能な期間内における2回目以降の請求にあつては、その添付を省略して差し支えないこと。

### (療養費の支給期間)

第4条 療養費の支給期間は、初療日から最長1年とする。

2 1年を超える施術については、長期継続施術に係る医師の意見書（別記様式第2号）により同意医師に照会し、必要と認めた場合に支給する。

### (往療料)

第5条 往療料は、歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由等により、通所して治療を受けることが困難な場合に支給する。ただし、施術の同意を行った医師の往療に関する同意を要する。

2 片道16キロメートルを超える往療については、施術所の所在地又は届け出た所在地からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患家の希望により16キロメートルを超える往療をした場合、往療料の支給は認められないこと。この場合の往療料は、16キロメートルを超えた分のみではなく全額が認められないこと。

なお片道16キロメートルを超える往療とは、2戸以上の患家に対して引き続

き往療を行った場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算ではなく、施術所の所在地又は届け出た所在地を患家の直線距離であること。

- 3 往療の距離は、施術所の所在地と患家の直線距離を原則として支給する。直線距離による支給が実態と比べ著しく不合理と考えられる場合は、その理由を申請書に記入し、区長が必要と認めた場合に支給する。
- 4 2戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療距離は、施術所から患家までの直線距離又は直前に往療を行った患家から患家までの直線距離のうちいずれか短い距離によって算定する。

#### (施術料)

第6条 マッサージは、頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢及び左下肢をそれぞれ1単位として支給する。

- 2 温療法は、1回の施術ごとに加算する。
- 3 変形徒手矯正術は6大関節を対象とし、1肢毎に支給する。
- 4 変形徒手矯正術と温療法は併施は認められない。

#### (申請及び支給)

第7条 申請は、本人の自署によるものとする。ただし、自署が困難な場合は、家族、施設管理者等が氏名及び続柄を明記したうえで、代署することができる。

- 2 申請書には、同意書及び領収書の写しを添付する。なお、同意期間中の2回目以降の申請においては、同意書の添付を要しない。
- 3 往療距離が施術所から患家までの距離と異なる場合には、前患家の住所及び往療距離を記載した書類を添付する。

#### (委任)

第8条 この基準の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

#### 付 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。